



情報(第 117 号)



令和 3 年 3 月 19 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

令和 2 年の年金制度改正その 5

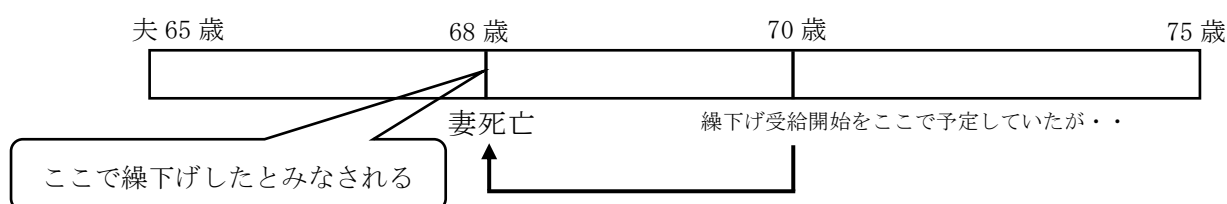


1 繰下げ受給の注意事項

前号では老齢年金の繰下げ受給について解説しました。その際の注意点をもう一つ述べておきます。

それは、66 歳に達した後、他の年金受給権者となった場合です。この場合、その受給権者となった日が繰下げの申し出を行った日とみなされるため、以降の繰下げが出来なくなってしまうのです（下図参照）。

【繰下げができなくなる事例】



上図のように、70 歳まで繰下げすることを予定していたところ、68 歳時点で妻が死亡し、遺族厚生年金の受給権が発生するため「他の年金給付の受給権者となった場合」に該当します。

2 遡及請求

年金を後から受給する手段としては繰下げ受給だけでなく、結果として、一括請求することもできます。

繰り下げ受給をしようとしていたところ、66 歳に達した以降、何かの事情で 65 歳から受給するとして遡って請求することができます。

ただし、これは繰下げではないので増額はされません。

こうしたことを考えると、65 歳時点で就労していて生活をする資金に困らないのであれば、とりあえず 1 年繰下げてみよう、66 歳になってもう 1 年繰下げてみよう、と気軽に考えてもよいわけです。そして 67 歳になって 65 歳より受給する、又は 67 歳より繰下げ請求する、あるいはもう少し様子を見て引き続き繰下げてみよう、と選択すればよいわけです。

なお、何歳ときりのよい年齢で紹介していますが、満年齢以外の月で繰下げ請求をしたり、遡及して請求することもできます。

3 時効との関係

次に、遡って受給する場合は、5 年の時効がありますので、それと繰下げの関係を解説します。

例として、繰り下げせず遡って受給する年齢が 72 歳 0 か月とします。

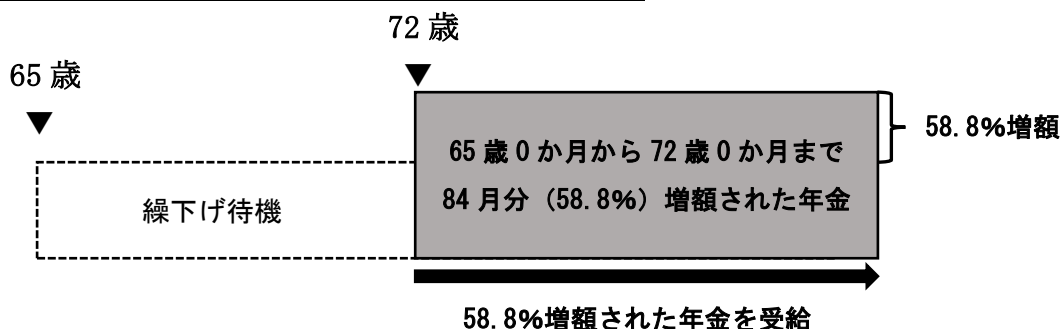
7 年（65 歳～72 歳）が過ぎていますが、5 年前である 67 歳 0 か月の時点までさかのぼり、67 歳 0 か月で繰下げ受給をスタートしたとみなされます（増額率 16.8%）。

前述のとおり、5 年を超えて遡ることはできず、その代わりに、16.8%増額された

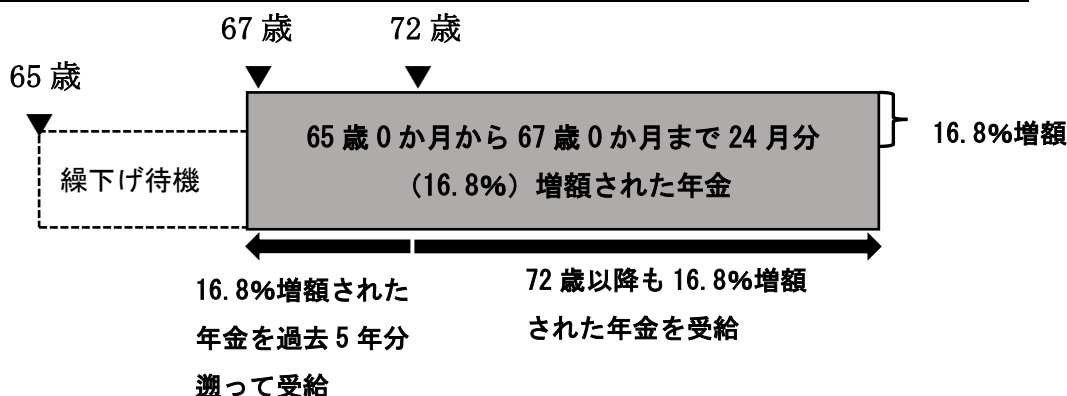
5 年分（67 歳～72 歳）の年金を受け、72 歳以降の年金においても同じ増額率の年金額となるのです。【下図参照】

70 歳を過ぎてからの受給手続き（令和 5 年(2023 年)4 月以降）

パターン 1：72 歳 0 か月で繰下げ受給する場合



パターン 2：72 歳 0 か月で繰下げ受給しない場合（遡って受給する場合）



4 まとめ

繰下げをするかどうかは悩ましいと言えそうです。悩ましいのは、いつまで生きるかを考える結果そうなりますので、その損得勘定ならば、65 歳からの受給に傾く判断をせざるを得ないでしょう。

そうではなく、現役から引退する、又は 70 歳を超えてから豊かな老後生活を見据えるということならば繰下げの判断に傾くでしょう。

大事なことは、制度を知ること、人生の計画を思い描くことで、65 歳前から計画を立ててみることです。

当法人では年金研修の講師を受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>